

新川こども施設整備・運営事業について、令和8年3月27日付けで変更契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第4条第4項の規定に基づき、その内容を公表します。

富山県知事 新田 八朗

変更内容及び変更理由

物価変動等に伴う経費の増加に対応するため、事業契約に基づき、契約金額を以下のとおり変更しました。

変更前：金 5,175,999,180 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 470,545,380 円）

変更後：金 5,253,921,077 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 477,629,189 円）

1 公共施設等の名称及び立地

富山県新川こども施設

富山県魚津市宮津 110 新川文化ホール敷地内

2 選定事業者の商号又は名称

にかわサークルパートナーズ株式会社

3 公共施設等の整備等の内容

一 設計業務

二 建設業務

三 開業準備業務

四 運營業務

五 維持管理業務

六 統括管理業務

七 付帯事業業務

4 契約期間

契約締結日から令和 24 年 3 月 31 日まで

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業契約書の以下の条項のとおり。

第 8 章 本事業契約の解除及び終了に関する事項

第 1 節 解除権等

第 81 条 (県の解除権)

県は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、事業者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 事業者が解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。
- 三 事業者が本事業の全部又は一部の遂行を放棄し、30 日間以上当該状態が

継続したとき。

- 四 事業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 五 事業者が、本事業契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- 六 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約上の事業者の義務の履行が不能となったとき。
- 七 公正取引委員会が、本事業に関し、選定企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。
- 八 本事業に関し、選定企業又は選定企業の役員若しくは使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- 九 前二号に規定するもののほか、選定企業又は選定企業の役員若しくは使用人が、本事業に関し、独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 一〇 基本協定書第 4 条第 3 項の規定に従って本事業の落札者が県に対して差し入れた、基本協定書別紙 2 の様式による出資者誓約書に規定されたいずれかの構成企業につき、表明及び保証した内容のいずれかが真実若しくは正確でなかったとき又はいずれかの構成企業が当該構成企業の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定されたいずれかの誓約に違反したとき。
- 一一 引き渡された本施設に契約不適合がある場合において、その不適合が本施設を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 一二 事業者が本施設又は施設整備業務の成果物の完成債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 一三 事業者の事業契約書等に基づく債務の一部の履行が不能である場合又は事業者が事業契約書等に基づく債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 一四 事業契約書等の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 一五 前各号に掲げる場合のほか、事業者がその債務の履行をせず、県が相当の

期間を定めて催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき（正当な理由なく、第 59 条第 1 項に基づく履行の追完がなされないとき（ただし、同条に定める請求等が可能な場合に限る。）を含む。）。

一六 事業者が、第 83 条によらないで本事業契約の解除を申し出たとき。

一七 事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、是正措置を講じても要求水準を達成することができないとき。

一八 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本事業契約に違反し、又は本事業契約上の事業者の重大な義務を履行しなかったとき。

2 県は、事業者が以下のいずれかに該当する場合には、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

一 役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者等をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。本条において以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

二 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 選定企業との契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 第一号から第五号のいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（前号の場合を除く。）に、県が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

3 県は、前二項の場合において、本事業契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。この場合において事業者は、県が被った損害を賠償しなければならない。

- 一 県は、出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において県が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し、県が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
- 二 県は、事業者をして、本事業に係る事業者の本事業契約上の地位を、当該時点において県が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し、県が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

第82条 （県の任意による解除）

県は、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他県が必要と認める場合には、180日以上前に事業者にもその理由を書面にて通知することにより、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 県は、前項の規定により本事業契約を解除したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、事業者と協議して、その損害を賠償しなければならない。

第83条 （事業者の解除権）

事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本事業契約を解除することができる。

- 一 第36条により本件工事の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が180日を超える場合には、180日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 二 県が本事業契約に従って支払うべき事業費を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。
- 三 県が本事業契約に違反し、その違反によって本事業契約の履行が不能となったとき。

第84条 （法令等の変更等又は不可抗力による解除）

県は、法令等の変更等又は不可抗力により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、事業者との協議の上、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。
 - 二 事業者が本事業を継続するために、県が過分の費用を要するとき。
- 2 県は、前項の場合において、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。
 - 一 県は、出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において県が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し、県が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

- 二 県は、事業者をして、本事業に係る事業者の本事業契約上の地位を、当該時点において県が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し、県が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

第2節 本施設の引渡し前における契約解除の効力

第85条 （事業者の帰責事由による契約解除の効力）

県は、本事業契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に、第81条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかにより本事業契約の全部又は一部を解除する場合には、以下の各号の措置をとる。

- 一 県は、事業者に対して本事業契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本事業契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 県は、建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について事業者より引渡しを受け、その所有権を取得及び保持する。
 - 三 県は、前号に定める所有権を保持した上で、前号の検査に合格した部分の出来高に相当する代金（これにかかる消費税等を含む。）を県が定めた期日（ただし、令和9年12月31日を超えない。）までに一括して支払う。
- 2 事業者は、前項の場合において、本件工事費の合計額の10分の1に相当する額を違約金として、県から契約解除の通知を受けてから直ちに県へ支払わなければならない。ただし、選定企業が基本協定書第11条第1項又は同第12条第1項に基づき違約金を支払う場合において、当該違約金の請求の原因となった事実関係と同一の事実関係によりこの契約が解除されたときは、県は本項の違約金を事業者に対して請求をしないものとする。
 - 3 県は、前項の場合において、第10条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。
 - 4 県は、第2項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

第86条 （県の任意又は帰責事由による契約解除の効力）

事業者が、本事業契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に、第83条により本事業契約を解除する場合には、県に対して本事業契約を解除する旨を通知し、本事業契約を解除する。

- 2 県は、本事業契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に第82条又は第83条により県又は事業者が本事業契約を解除した場合において、次の各号に掲げる措置

をとる。

- 一 県は、建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について事業者より引渡しを受け、その所有権を取得及び保持する。
 - 二 県は、前号の所有権を保持した上で、前号の検査に合格した部分の出来高に相当する代金（これにかかる消費税等を含む。）を県が定めた期日（ただし、令和9年12月31日を超えない。）まで一括して支払う。
 - 三 県は、契約解除通知日における履行済みの開業準備費及び統括管理費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
- 3 県は、前項に定める本事業契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、県は、事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

第87条 （法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）

県は、本事業契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に、第84条第1項により本事業契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 県は、事業者に対して本事業契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本事業契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 県は、建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について事業者より引渡しを受け、その所有権をすべて取得及び保持する。
 - 三 県は、前号の所有権を保持した上で、前号の検査に合格した部分の出来高に相当する代金（これにかかる消費税等を含む。）を県が定めた期日（ただし、令和9年12月31日を超えない。）まで一括して支払う。
 - 四 県は、契約解除通知日における履行済みの開業準備費及び統括管理費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本事業契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第34条第4項又は第35条第3項がそれぞれ適用されるものとし、県は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。

第3節 本施設の引渡し後における契約解除の効力

第88条 （事業者の帰責事由による契約解除の効力）

県は、本施設の引渡し以降において、第81条第1項各号のいずれかにより本事業契約の

全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 県は、事業者に対して本事業契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本事業契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 県は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日において未払いの施設整備費の残額がある場合には、当該残額を速やかに支払う。
 - 三 県は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費及び統括管理費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
- 2 事業者は、前項の場合において、本事業契約解除時から維持管理・運営期間終了時までの期間に支払いを受ける予定であった維持管理・運営費及び統括管理費の合計額の10分の1に相当する額を違約金として、県から契約解除の通知を受けてから直ちに県へ支払わなければならない。ただし、選定企業が基本協定書第11条第1項又は同第12条第1項に基づき違約金を支払う場合において、当該違約金の請求の原因となった事実関係と同一の事実関係によりこの契約が解除されたときは、県は本項の違約金を事業者に対して請求をしないものとする。
- 3 県は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

第89条 (県の任意による又は帰責事由による契約解除の効力)

事業者は、本施設の引渡し以降において、第83条により本事業契約を解除する場合には、県に対して本事業契約を解除する旨を通知し、本事業契約を解除する。

- 2 県は、本施設の引渡し以降において第82条又は第83条により県又は事業者が本事業契約を解除した場合次の各号に掲げる措置をとる。
- 一 県は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日において未払いの施設整備費の残額がある場合には、当該残額を速やかに支払う。
 - 二 県は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営業務に係る維持管理・運営費及び統括管理費の未払額に相当する金額を、本事業契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
- 3 県は、前項に定める本事業契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、県は、事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

第90条 (法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)

県は、本施設の引渡し以降において、第84条第1項により本事業契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 県は、事業者に対して本事業契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本事業契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 県は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日において未払い施設整備費の残額がある場合には、当該残額を速やかに支払う。
 - 三 県は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費及び統括管理費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本事業契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第 34 条第 4 項又は第 35 条第 3 項がそれぞれ適用されるものとし、県は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。

6 契約金額

変更前：金 5,175,999,180 円

(うち消費税及び地方消費税の額 金 470,545,380 円)

変更後：金 5,253,921,077 円

(うち消費税及び地方消費税の額 金 477,629,189 円)

7 契約終了時の措置に関する事項

事業契約書の以下の条項のとおり。

第91条 (期間満了による終了)

本事業契約は、本事業契約において別途規定されている場合を除き令和 24 年 3 月 31 日をもって終了する。

- 2 県は、前項に定める終了日の 1 年前に、本施設が要求水準書及び企画提案書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を開始する。

第92条 (契約終了時の事務)

県は、理由の如何を問わず本事業契約が終了したときは、本事業契約の終了した日から速やかに、事業用地及び本施設の現況を確認することができる。この場合において、事業用地又は本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、県は事業者に対してその修補を請求することができる。

- 2 事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を県に通知しなければならない。この場合において、県は、当該通知を受領した日から速やかに修補の完了の検査を行う。

- 3 事業者は、理由の如何を問わず本事業契約が終了したときは、事業用地又は本施設に、事業者又は選定企業が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、県の確認を受ける。
- 4 県は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、県が事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができる。この場合において、事業者は、県の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、県の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 事業者は、理由の如何を問わず本事業契約が終了した場合には、県又は県の指示する者に、本事業契約の終了に係る維持管理・運營業務の必要な引継ぎを合理的な範囲で行わなければならない。
- 6 本事業契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、第82条又は第83条に係る本事業契約終了の場合を除き、すべて事業者が負担する。
- 7 事業者は、本事業契約終了後も、本条に規定する事務が終了するまでは、解散してはならず、存続しなければならない。